

災害又は事故における応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と社団法人日本海上起重技術協会中部支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する港湾、漁港、海岸などの施設等（以下「港湾・漁港施設等」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て港湾・漁港施設等の災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を行い、港湾・漁港施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が港湾・漁港施設等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙の支部を構成する会員のうち、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下、「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第9条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第4条 甲は、応急対策業務が必要な箇所の状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

2 甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

(出動要請)

第5条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。

4 出動要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

(応急対策業務の実施)

第6条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の応急対策業務の内容は、港湾・漁港施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とする。

3 施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(請負契約等の締結)

第7条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

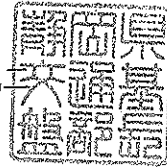
上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年3月29日

(甲) 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県交通基盤部長

森山 誠



(乙) 静岡県熱海市田原本町9番1号

社団法人日本海上起重技術協会

中部支部長

佐野 茂樹



別 表

下田土木事務所長

熱海土木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局長

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

災害又は事故における応急対策業務に関する協定実施細目

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と社団法人日本海上起重技術協会中部支部長（以下「乙」という。）との間で平成24年3月29日に締結した「災害又は事故における応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、書類の様式や実施に関する細目を次のように定める。

（応急対策業務の内容）

第1条 協定書第1条で規定する応急対策業務の内容は下記に定める内容を基本とし、これに該当しない応急対策業務は甲乙協議して業務実施可否を決定する。

- (1) 被災した港湾・漁港施設及び海岸保全施設の応急復旧工事
- (2) 緊急物資輸送のために必要最小限の機能を回復するための応急対策業務
- (3) 港湾・漁港活動等に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるために緊急に施行が必要と認められる措置

（応急対策業務出動要請）

第2条 協定書第5条第3項に基づき甲が電話等により施行者に出動を要請する場合は、出動要請書に準じた内容を連絡するとともに相手方の氏名も相互で書き留めるものとする。また、ファクシミリ等を使用する場合は、出動要請書を送信するものとする。

（工事等の実施）

第3条 協定書第6条に基づき施行者が工事等を実施する場合は、業務実施報告書とともに下記に定める写真、測量図、資材、品質管理等の各種資料を整備し、甲に提出しなければならない。

(1) 写 真

工事等の着手前、実施中、完成時の写真のほか、延長、地形形状（横断面地形）、出来形数量、使用数量等が確認判定できるもの

(2) 測 量 図

平面図、縦断図、横断図、展開図及び数量表等、工事量が判定できるもの

(3) 資 材

材料検収簿等により使用数量を明示したもの

(4) 品質管理

土木工事共通仕様書等に定める品質管理基準による

（様式）

第4条 協定書に示された様式は次のとおりとする。

- (1) 応急対策業務協力者名簿 [協定書第3条第2項関係] (様式第1号)
- (2) 出動要請書 [協定書第5条第1項関係] (様式第2号)
- (3) 業務実施（進捗・完了）報告書 [協定書第6条第5項関係] (様式第3号)

(疑義の解決)

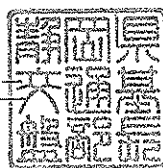
第5条 この実施細目に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成24年3月29日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

森山 誠

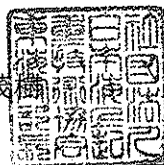


(乙) 静岡県熱海市田原本町9番1号

社団法人日本海上起重技術協会

中部支部長

佐野 茂



出 動 要 請 書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時

(要請者)

静岡県 事務所長・局長 印

「災害又は事故における応急対策業務に関する協定」第5条 に基づき
出動を要請する。

(応急対策業務施行者)

建設業者名 様

住 所

電話番号

要 請 の 理 由	
施 設 名	
場 所	
目 標 完 了 期 日	
応 急 対 策 業 務 の 内 容	
摘 要 (見取図等)	
担当課・支所／担当者名	/

出 動 応 諾 書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時

上記出動要請を応諾する。

(応急対策業務施行者)

建設業者名 印

住 所

電話番号

様式

(報告)

(報告)

施
場
着
出
指
応
業

実

完

概

問
連

様式第3号

業務実施（進捗・完了）報告書

報告年月日時 平成 年 月 日 時

(報告者・応急対策業務施工者)

建設業者名

住 所

電話番号

出勤要請書 第 号 に基づく 応急対策業務の
進捗・完了 を報告する。

(報告先)

事務所名

課・支所名

担当者名

施設名							
場所							
着手日時			月/	日・	時		
出勤要請書で 指示された 応急対策 業務の内容							
実施内容							
完了(予定)日			月/	日・	時		
概略工程表 バーチャート (実績および 今後の予定)	工種	月日					
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	全体の進捗率%						
問題点・ 連絡事項等							

